地域経済に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し、地域経済の活性化を図る ため、都市自治体が実施する産業団地開発やサテライトオフィスの整備・運 営に係る財政措置の拡充など、企業誘致に係る支援を充実すること。
- 2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援
- (1)産業立地の際の土地利用転換の迅速化を図るため、地域未来投資促進法 に基づく市街化調整区域の開発許可の手続に関する配慮については、対象 施設を拡大すること。

あわせて、農村産業法に定める農村地域の拡大についても検討すること。

- (2) 中小企業・小規模事業者の経営基盤を強化するため、設備投資に係る支援措置を拡充するとともに、適正な価格転嫁を実施できるよう環境整備を 行うこと。
- (3)後継者不足や経営者の高齢化が進行する中小企業・小規模事業者において、円滑に事業承継が進むようマッチング支援や税制の見直しなど、引き続き総合的な事業継承対策を講じること。
- (4) 伝統的工芸品産業の振興に向け、後継者育成、需要開拓等に係る支援措置を拡充すること。
- (5) 意欲のある若者や女性等の創業を促進するための支援制度の充実を図ること。
- (6) 地域産業を担う人材の育成や、企業の人材確保等のため、リスキリング、 リカレント教育等、人材の育成・確保に対する支援の充実強化を図ること。
- (7) インボイス制度の定着に向け、事業者の取組等を継続的にフォローアップし、一層の事務負担の軽減や取引環境の改善など必要な措置を講じること。
- (8) アーケード等の商店街共同施設の適正な管理や撤去等に係る財政支援を講じること。

- 3. 半導体の安定的な供給を確保するため、国内生産能力の強化に向けた環境 整備を推進するなど、サプライチェーンの強靱化を図ること。
- 4. データセンターの地方拠点整備に係る支援を充実すること。
- 5. 著しい人口減少や高齢化の進展、物価高騰等の影響など、離島を取り巻く 環境は一段と厳しさを増していることから、生活物資に係る輸送支援を拡充 するなど、離島住民の負担軽減に資する支援策を充実すること。
- 6. 令和6年度までとされている半島振興法については、法期限を延長し、引き続き産業振興施策や交通網整備を推進すること。

あわせて、今般の能登半島地震を踏まえ、半島地域における防災に資するインフラの整備を一層推進すること。

- 7. 競輪・オートレースの場外車券発売施設の設置許可については、地元自治 体の同意を条件とするよう「自転車競技法」及び「小型自動車競走法」を改 正すること。
- 8. 地方消費者行政に係る支援
- (1) 地方消費者行政強化交付金の財源を確保するとともに、消費生活相談員 確保のため、推進事業における時限措置を廃止すること。
- (2) 社会のデジタル化の進展等により消費生活相談が複雑化・高度化する中、 今後更なる消費生活相談員の負担の増大が見込まれることから、専門知識 を有する人材の派遣など積極的な支援策を講じること。
- 9. 大規模自然災害により被災した企業の事業継続に向けた支援を充実すること。

10. 東日本大震災関係

産業復興機構等により震災前債務の買取支援を受けた事業者については、 業績回復の遅れなどにより、その一定数が厳しい経営状況に置かれていることから、同機構等に一括返済して債権を買い戻す期限の延長や買戻し時に必 要となる資金調達への支援等について、個々の事業者の実情に応じて柔軟に対応すること。

- 11. 物価高騰等を踏まえた事業者支援の充実強化
 - (1)地域の事業者は長期化する物価高騰等の影響により厳しい経営を強いられている一方、事業の再構築やDX・GXの推進、深刻化する人手不足への対応など、様々な課題にも直面していることから、各種支援策を充実強化すること。

あわせて、疲弊した地域経済の回復に向け、今後も事業者に寄り添った 息の長い支援をすること。

(2) コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進む中で、経営改善に取り組む事業者に対し、必要な資金繰り支援を行うこと。